面前確認の見直し等に関する検討(1)

- (前注1) 本検討会資料では、特記しない限り、略語は従前の検討会資料と同じ意味で用いるこ ととしている。
- (前注2) 面前確認の見直しについては、特記しない限り、現行の方法での面前確認手続を希望 する者に対してはそれを認めることを前提とした上で、面前確認の省略を希望する者に対し て新たな選択肢を設けるという観点から順次検討したものである。
- 1 デジタル技術を用いた発起人の本人確認

定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイ ナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすることで、どうか。

(補足説明)

- 1 従前の議論の内容
 - (1) 有識者検討会の取りまとめでは、「面前確認において発起人の本人確認や真意 (実質的設立意思。定款記載の会社を実際に設立・活動する意思や、発起人とし て法的責任を負う認識等が含まれる。)の確認が必要かどうか、必要であるとし てどの程度まで厳密に確認を求めるべきかとの点(代理人による面前確認が広く 認められていることとの関係も含む。)、さらには、会社設立の検討に当たって公 証人が発起人に行う助言機能、発起人として責任を負うこと等の警告機能を求め るべきかとの点については委員の間で考え方が分かれ、この違いを背景として、 面前確認手続の見直しの方向性についても複数の考え方が示された」とされてい るが、少なくとも、株式会社の設立に当たって、発起人を確定し、なりすましを 防止するという意味での発起人の本人確認が必要であること自体については、異 論はみられなかった。その上で、発起人の本人確認の方法としては、マイナンバ

ーカードの公的個人認証を活用することで足りるということについても、特段の 異論はみられなかった。

また、規制改革実施計画では、「マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本として、デジタル技術を用いた手法で、定款認証における発起人の本人確認及び真意の確認を行うことにより、公証人による面前確認について、違法・不当な目的による会社設立であることが疑われる等の事情がない場合には、原則として省略することを可能とする方向で具体的方策等を検討し、令和6年度中に結論を得〔る〕」とされている。

(2) 第1回会議では、本人確認の方法として、マイナンバーカードの公的個人認証 を活用することで足りるということについて、これに賛同する意見があった一方 で、これに反対する意見は特段みられなかった。

2 提案の趣旨

前記1の従前の議論の内容を踏まえると、定款認証手続におけるデジタル技術を 用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を 基本とすることで、どうか。

2 発起人の真意 (実質的設立意思) の内容

定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の真意(実質的設立意思)の確認に関して、確認されるべき発起人の真意(実質的設立意思)の内容について、 どのように考えるか。

(補足説明)

1 従前の議論の内容

(1) 前記のとおり、有識者検討会の取りまとめでは、面前確認において発起人の真意 (実質的設立意思)の確認が必要かどうか、必要であるとしてどの程度まで厳密に確認を求めるべきかとの点 (代理人による面前確認が広く認められていることとの関係も含む。) については委員の間で考え方が分かれたものの、結論とし

ては、「現行制度上、公証人が面前確認手続で、本人確認に加えて発起人の真意 (実質的設立意思)の確認を行うという整理が一般にされているところ、これを 本人確認のみで足り、発起人の真意 (実質的設立意思)の確認は必要がないと変 更することについてまでは了解できないという意見が多く出された。そうすると、 本人確認のみで足り発起人の真意 (実質的設立意思)の確認は不要とする、従来 の一般的整理と異なる立場を前提とすることまではせず、一般的整理を前提とした上で、この立場が指摘する本人確認方法等を参考にするのが相当と考えられる」とされている。

また、規制改革実施計画では、「マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本として、デジタル技術を用いた手法で、定款認証における発起人の本人確認及び真意の確認を行うことにより、公証人による面前確認について、違法・不当な目的による会社設立であることが疑われる等の事情がない場合には、原則として省略することを可能とする方向で具体的方策等を検討し、令和6年度中に結論を得〔る〕」とされている。

(2) 第1回会議では、確認されるべき発起人の真意(実質的設立意思)の内容を詰めた上で検討する必要があるという意見が複数あり、その上で、それを確認する必要があることを当然の前提とはせずに検討する必要があるという意見があった一方で、真実は事業を行う意思もないのに株式会社が設立される事例は現に存在しており、新たな効果帰属主体である法人格を作り出す場面における発起人の真意(実質的設立意思)の確認は、ある程度慎重にしていくことが合理的であるという意見もあり、意見が分かれた。

2 提案の趣旨

(1) 前記1(1)のとおり、有識者検討会の取りまとめでは、発起人の真意(実質的設立意思)の確認は不要とする、従来の一般的整理と異なる立場を前提とすることまではせず、真意(実質的設立意思)の確認を必要とする一般的整理を前提とした上で、この立場が指摘する本人確認方法等を参考にするのが相当と考えられ

るとされていること(注)、この点に関する近時の会社法学における研究の蓄積が特段見当たらないことを踏まえると、本検討会においても、(全てを面前確認手続で行う必要があるかは別論として、)発起人の真意(実質的設立意思)の確認が必要であるという前提で、具体的な検討を進めることが相当と考えられるが、どのように考えるか。

- (注) なお、有識者検討会においては、会社法の研究者の立場から、発起人の真意(実質的設立意思)の確認は必要であり、不正な起業・会社設立を抑止するとともに、発起人に対する警告機能などを担っているという見解が述べられた一方で、発起人の本人確認とは異なる真意(実質的設立意思)の確認の内容が具体的ではなく、その確認をする必要があるかは疑問であるとの異なる見解も述べられた。
- (2) また、発起人の真意(実質的設立意思)の確認が必要であるという前提で具体的な検討を進めるとしても、前記1(2)の第1回会議で出された意見においても指摘されているとおり、その内容が問題となる。

この点について、有識者検討会においては、会社法の研究者の立場から、発起人の真意(実質的設立意思)とは、発起人において、発起人の重い責任を理解した上で真に発起人となる意思があり、定款に基づいてその会社を設立し、定款に従って適法に事業を行う意思があることであるという見解が述べられた一方で、仮に発起人の真意(実質的設立意思)の確認が必要であるとしても、発起人の真意(実質的設立意思)とは、発起人において、会社設立の申請をするという意思があれば足り、発起人の責任や定款の内容を理解していることは不要であるとの異なる見解も述べられた。なお、この点に関する近時の会社法学における研究の蓄積も、特段見当たらない状況にある(注1)。

このように、異なる見解はあるものの、定款認証制度が設けられた立法趣旨は、 株式会社の設立に伴う紛争と不正行為を防止する点にあると説明されているこ とや、定款認証制度の実施に当たって面前確認を必要的なものとしてきた立法経 緯、さらに、規制改革実施計画において、「公証人による面前確認について、違 法・不当な目的による会社設立であることが疑われる等の事情がない場合には、原則として省略することを可能とする方向で具体的方策等を検討〔する〕」とされていることのほか、詐欺を行う目的で会社を設立すること(注2)や、実際に定款に記載された事業を行う意図が全くないにもかかわらず会社を設立すること(注3)を許容することは相当でないと考えられることからすると、発起人の真意(実質的設立意思)の内容について、少なくとも、「真に発起人となる意思があり、定款に基づいてその会社を設立し、定款に従って適法に事業を行う意思があること」は必要であると整理した上で、デジタル技術を用いた手法でその確認を効率化することができるかを検討することが相当とも考えられるが、どのように考えるか(注4)。

- (注1) 定款認証制度を有する諸外国においては、例えば、ドイツでは、公証人が会社設立 に関与していることによりその会社が公正に設立されているという関係者の信頼を保 護するため、公証人が(マネー・ロンダリングに限らず)違法な目的での設立であると 判断した場合には、嘱託を拒絶するとされているようである。
- (注2) 第1回会議では、数百社もの法人格が詐欺に用いられたという事件の紹介があり、報道によると、SNSでアルバイトを募集し、報酬と引き換えにペーパーカンパニーの設立や口座開設をさせ、ペーパーカンパニー約500社、法人口座約4000を利用して、投資詐欺の被害金の送金などを繰り返していたとされている。また、令和5年に法務省が行った定款認証に関する実態調査(参考資料8-1、8-2。以下「令和5年法務省実態調査」という。)では、調査期間中に認証に至らなかった事案は99件(全体の0.5%)、過去に不正な起業が疑われる事案を経験した公証人の割合は9.9%であり、不正な起業が疑われた事案の例として、「コロナの給付金(休業補償と思われる)をもらうために会社を作る必要があるとして、公証役場に来訪した者」や「実際には東京都内に何ら所在実態がなく、その場所に本店としての機能をもたせる予定もないのに、本店所在地を東京都内と偽って認証を受けようとする事案が複数件あった」などと回答がされた。
- (注3) 日本公証人連合会は、直近では令和6年9月3日に、専門資格者から、形式上の書類は整っているものの、次のような不審な事案の依頼が複数あったとの情報提供を受けて、発起人の真意(実質的設立意思)の確認をより一層慎重に行うなど適正な定款認証を行うよう全公証人に注意喚起を行った。
 - 複数の依頼者が、同一の登記事項証明書、定款のサンプルを持って事務所を訪れ、 「この内容で株式会社を設立してほしい」と依頼をしてくる

- 実際にどのような事業を行うかについての受け答えが非常に曖昧で、とにかく設立したいと答える
- 発起人は、依頼者本人である場合もある(この場合には資本金が著しく低額)が、「実際に資本金を出すのは、会ったこともない知らない人」と答えた依頼者もいる
- 依頼者の中には、「報酬を最初に5万円支払い、会社設立の費用も全部支払い、設立後には5万円を報酬として支払い、税金等も全部払うから会社設立をしてほしい」と第三者に頼まれたと話す者もいる
- 〇 依頼者の中には「X(旧Tw i t t e r)で、副業募集としてDMなどで誘われた」 との話があり、通帳に個人名・法人名で複数の入金記録がある者もいる
- X (旧Twitter)のDMでは、LINEやメールでやり取りができる事務所 に必ず依頼し、そのスクリーンショットを随時送ること、また、その事情は隠せとの 指示があったと話す者もいる
- (注4)他方で、発起人がその法的責任の詳細まで理解しているかや、有識者検討会の取りまとめにおいて考え方が分かれたとされる「会社設立の検討に当たって公証人が発起人に行う助言機能、発起人として責任を負うこと等の警告機能を求めるべきか」という点については、複雑困難な会社組織の設立のケースでは必要性が高く、そのようなケースでなくとも、起業家の中にはそのようなニーズが一定程度あり、消費者側からもそのような役割への期待・要請があることを踏まえると、そのような助言・警告機能を求めて(任意に)現行と同様の定款認証の手続を経る選択肢を残す必要は高いといえるものの、このような機能を殊更に重視して現行と同様の定款認証の手続を経ることを必要的とするべき理由とまでは断定し難いと思われることから、本文では、差し当たりこの点は措いて、具体的な検討を進めることを提案している。
- 3 デジタル技術を用いた発起人の真意(実質的設立意思)の確認の在り方 デジタル技術を用いた発起人の真意(実質的設立意思)の確認の在り方について、 電子的な意思確認に関する議論も踏まえ、後記の【A案】から【C案】までをたた き台として、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 従前の議論の内容
 - (1) 有識者検討会の取りまとめでは、「違法・不当な目的での設立抑止等のために 面前確認が果たすべき発起人の真意(実質的設立意思)の確認機能を維持すべき ことを前提とする場合に、本検討会において多数の意見を占めたのは、これまで

の面前確認手続のみによらず、デジタル技術を用いた方法等により発起人の真意 (実質的設立意思)の確認が可能であれば、面前確認手続の省略を認めてもよい とする考え方である。この考え方にも2つの立場があり、1つは、法律改正によ り、デジタル技術を用いた情報提供その他の面前確認手続以外の新たな方法によ って、公証人が本人確認及び発起人の真意(実質的設立意思)の確認を行う新た な手続を設けることとし、この手続により意思が確認された場合には、面前確認 手続を省略することを認めるとするものであり、もう1つは、法律改正により、 デジタル技術を用いたシステム上で完結する確認手続のみによって、公証人の関 与なく本人確認及び発起人の真意(実質的設立意思)の確認を行う新たなデジタ ル手続を設けることとし、このデジタル手続により意思がシステム上確認できな い場合にのみ例外的に公証人の面前確認を行うというものである。〔中略〕この 2つの立場のうち、前者(公証人がデジタル技術の利用その他の面前確認以外の 方法で確認するもの) については、面前確認手続の役割を維持しつつ、それと同 様の機能が確保される新たな審査手続を設けようとするものであるが、公証人が 確認を行う新たなスキームについては更なる検討を要する課題である。本検討会 では、例えば、①発起人本人が設立意思等を宣明した状況を録画等した電子デー タを提供させて公証人が当該録画等を確認する方法、②定款認証の事前相談から 認証付与までの過程のいずれかの段階で公証人が発起人とウェブ会議等で直接 やり取りすることにより設立意思等を確認する方法、③専門資格者が代理人とし て実質的に関与している場合に公証人が専門資格者に発起人の設立意思等を確 認して保証を得る方法が挙げられたほか、④公証人が発起人本人とかねてから面 識があり、メール等のやり取りで発起人の設立意思等が確認できた場合には面前 確認を不要とすることを認めてよいとする考え方が示された。〔中略〕これに対 し、後者(公証人が関与せずにシステム上で確認するもの)は、チェックボック ス式の記入欄を設けたものに発起人が電子署名を付すことや犯罪収益移転防止 法施行規則において厳格な本人確認手法として採用されている e K Y C を活用

してリアルタイムで撮影された発起人本人の画像の送信と組み合わせること等により本人確認にとどまらず発起人の真意(実質的設立意思)の確認までシステム上可能とするデジタル完結(公証人の確認不要)の手続を設けようとするものである」とされている。

また、有識者検討会では、事務当局において、リーガルテック事業者3社、e KYCサービス事業者2社からヒアリングを行った結果として、意思確認や理解の確認という意味でのデジタル確認については、未だ十分な議論がなく、確立されたものがないという意見が多くあったことなどが紹介されたほか、有識者検討会で実施された生体認証を中心とした総合認証サービスを提供する会社からのヒアリングにおいては、金融機関の口座開設の際に行われているユーザー同意などの実務を踏まえた上でも、チェックボックス形式でどこまで意思確認をすることができているかは疑問であり、株式会社の設立時における発起人の真意(実質的設立意思)の確認をデジタル技術で完結させることは容易ではないとの指摘がされた。

(2) 第1回会議では、公証人とは別のシステム的な対応によって不正な設立を抑止することを目指していくことが望ましいという意見があった一方で、発起人の真意(実質的設立意思)の確認については、何らかの方法でインタラクティブなやり取りを行うことは可能であるとしても、厳密な確認はデジタル技術のみでは難しいという意見もあった。

また、面前確認に違法な設立に対する一定の抑止力があることを前提としつつ、 現行のように全ての嘱託について面前確認を求めるのではなく、何らかの資料を 見て疑わしいと判断された場合には公証人の面前に呼び出される一方、善良なス タートアップは呼び出されずに認証に至るといったように、会社設立のスピード 感と違法な設立の抑止力のバランスを取った折衷的な方法が考えられるという 意見もあった。

2 提案の趣旨

(1) 面前確認の機能的な整理

現行公証人法においては、定款認証の際に、公証人による面前(ウェブ会議を含む。)での確認手続が要求されており、これを省略することは認められていないところ、公証人の視点からこの面前確認を機能的に整理すると、①申告性(発起人に情報提供を求めることができること)、②対面性(発起人の容ぼうを認識することができること)、③双方向性(発起人との間でインタラクティブなやり取りをすることができること)、④リアルタイム性(その場で回答を求め、その様子を観察することができること)に分けることができるように思われ、この①から④までを全て兼ね備えたものが、現行の面前確認手続であると考えられる。

他方で、この①から④までの機能を完全な形で兼ね備えるために、(ウェブ会議を利用するとしても)公証人と発起人との間で日程を合わせる必要が生じ(⑤同時刻性)、第1回会議でも指摘があったように、「多くの善良な起業家の、少しでも早く事業を始めたいというニーズの阻害要因となっている側面」もあるものと考えられる。

- (2) そこで、前記1の従前の議論の内容を踏まえつつ、少なくとも⑤同時刻性を 緩和して起業家の負担軽減を図る(注1)ことを前提とすると、議論のたたき台 としては、例えば次の3案が考えられるが、それぞれについて、どのように考え るか。なお、いずれの案においても、提出されたデータ等によって発起人の真意 (実質的設立意思)を確認することができなかった場合には、現行の面前確認手 続に進むことを想定している。
 - 【A案】①申告性を確保するものとして、例えば、チェックボックス式の記入欄を設けたものに発起人が電子署名を付すことにより、システム上で(公証人が関与することなく)審査をする(注2)。

なお、②対面性をも確保する趣旨で、電子署名に加え、eKYCを利用してリアルタイムで撮影された発起人本人の画像の送信を組み合わせるとすることも考え得る。

- 【B案】①申告性・②対面性・③双方向性を確保するものとして、例えば、公証人は、嘱託された定款案の内容を確認した後、発起人に当該定款案の内容等に応じて個別性のある内容の複数の質問をメールで送信し、発起人は、その受信後一定時間以内に、質問に対して自ら回答する状況を動画で撮影し、当該動画を公証人に提供して、公証人が当該動画を視聴して審査をする。
- 【C案】①申告性・②対面性・③双方向性・④ (一部の) リアルタイム性を確保するものとして、例えば、公証人は、嘱託された定款案の内容を確認した後、民間のオンライン試験サービスを利用するなどして、当該定款案の内容等に応じて個別性のある内容の複数の質問を設定し、発起人が当該オンライン試験(注3)を実施した後、公証人は、当該試験の結果を確認して審査をする。
- (注1) 有識者検討会では、面前確認の方法について、①実際に公証役場で公証人と会う方法を「リアル認証」、②ウェブ会議を用いる方法を「ウェブ認証」、③オンタイムでの「リアル認証」や「ウェブ認証」を行わずにデジタル技術を活用する方法を「スマート認証」と仮称し、③「スマート認証」については、時を選ばずデータ等を送ることができることがメリットであるなどと指摘されていた。
- (注2) もっとも、前記1のとおり、従前の議論においては、デジタル技術を用いたシステム上で完結する確認手続のみによって、公証人の関与なく発起人の真意(実質的設立意思)の確認を行うことは困難であるという意見が、特にデジタル技術に精通した事業者等から複数出されていることには留意する必要があるものと考えられる。
- (注3) 利用するオンライン試験サービスは、時間制限及び回答状況の確認をすることができるものであることを想定している。

4 面前確認手続における代理利用の在り方

面前確認手続における代理利用の在り方について、発起人の負担にも配慮しつつ、より実効的な確認を行う観点から、例えば、専門資格者ではない代理人、発起人ではない代理人や法定代理人ではない代理人による面前確認手続を許容するかについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 従前の議論の内容

有識者検討会の取りまとめでは、「定款認証手続のプロセスの中で公証人による面前確認が今後も一定範囲で残存するのであれば、それを前提に、公証人において、設立される会社の実態や発起人の意思に関する疑義の程度なども踏まえつつ、いかなる確認手段を用いるか、誰を相手方として確認を行うか、確認で疑義が生じた場合にどのように対応するかといった事項について、取扱いのルールを具体化・明確化することが必要と考えられる。もっとも、このようなルールの具体化・明確化に当たっては、現在の実務運用と比較して、起業家・嘱託人の負担が過重されることのないように留意すべきであり、代理人による面前確認により実害が生じているかの実態も踏まえつつ、定款認証手続全体における起業家の負担軽減を図る観点からの配慮が必要と考えられる」とされている。

2 提案の趣旨

(1) 令和5年法務省実態調査では、不正な起業が疑われた事案の例として、「発起人本人ではなく代理人と称する者から、定款案、発起人本人の印鑑登録証明書と発起人本人の運転免許証の写しが持ち込まれた。代理人は定款を代理で作成したと言っているが、公証人から本人との関係の説明を求めても、はっきり答えられず、結局、嘱託されることはなかった」、「日本に入国したことのない中国人を発起人とする定款の認証事案で、委任状とそのサイン証明等が必要になることを説明すると、その提出に難色を示すので、とりあえず発起人のパスポートのコピーを見せてほしいと伝えると『スウェーデンに行っている』との回答があり、発起人本人が日本に来て認証を受けたらどうかと勧めたところ、立ち消えとなった」などと回答されており、専門資格者ではない代理人や発起人ではない代理人が関与する事案が、不正な起業が疑われた事案の例として複数挙げられている。

他方で、専門資格者ではない代理人、発起人ではない代理人(注1)や法定代理人ではない代理人について、現時点においては、これらの者(典型的には、発起人の知人など)を代理人として面前確認手続を行う強いニーズがあるとまでは

窺われず、基本的にこれを認めない運用(注2)としても、現在の実務運用と比較して、起業家・嘱託人の負担が過重されるとはいえないようにも思われる。

- (注1) なお、発起人が面前確認手続において代理人となる場合としては、①発起人が複数あり、そのうちの1名が他の発起人の代理人としても面前確認手続を行う場合のほか、②専門資格者が定款作成者となり、発起人がその代理人として面前確認手続を行う場合がある。
- (注2) 例えば、定款認証の事前相談から認証付与までの過程のいずれかの段階で公証人が 発起人とウェブ会議等で直接やり取りすることにより設立意思等を確認することがで きている場合などは、例外的に、これを認めることも考えられる。
- (2) 以上を踏まえると、面前確認手続における代理利用の在り方について、専門資格者ではない代理人や発起人ではない代理人による面前確認手続を許容しない ことも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

5 モデル定款を作成するシステム等の位置付け

モデル定款を作成するシステム等(システムないしアプリケーション)については、既存システム(登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSS)を有効活用し、モデル定款の作成を既存システムの新たな機能として位置付けた上で、国がその基本的機能を開発することとし、そのAPIを提供して民間が広く活用する方向で検討することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

第2回会議では、ユーザーからみた定款認証・設立登記の手続(電子的な方法によるもの)の現状について参考資料7で示すこととし、現時点で考えられる示唆があればそれを挙げてもらうことを求めることとしたところ、モデル定款を作成するシステム等については、登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSSの機能として位置付けた上で、国がその機能を開発することとし、そのAPI(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)を提供して、民間事業者がUI・UXの自由競争を活発に行うことで、よりスタートアップが使いやすいシステムが生まれ、全体の

利益にかなうのではないかとの示唆が複数あった。また、この方法によると、新たに システムを官民で開発・構築することによる大幅なコスト増を避けることができ、コ ストの観点も踏まえた上で、定款認証と登記申請の一体的な処理にも資するものと思 われる。

そこで、モデル定款を作成するシステム等については、登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSSで提供される新たな機能として位置付けた上で、国がその基本的機能を開発することとし、そのAPIを提供して民間が広く活用する方向で検討することを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

また、このようなモデル定款を作成するシステム等を用いた上で、登記・供託オンライン申請システムや法人設立OSSの利便性を一層向上させ、民間事業者の創意工夫によるUI・UXの更なる向上を図っていく観点から、この他に検討すべき事項について、どのように考えるか。